

重 要

令和3年12月28日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
検査委員会

会員規約一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年1月11日開催オークションより、大型車両の出品について規約を一部変更させていただくこととなりました。下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

変更事項

第4章 車両・出品落札 第3条 出品車両条件及び品質評価基準

出品車両は、下記基準に適合したものでなければならない。

10.その他の理由で、JU静岡が出品拒否をしない車両であること。

*登録自動車の車検付きナンバー無車両・使用済自動車・輸出抹消仮登録車両・輸出予定届出車両・エンジン(原動機)、ミッションがない車両・車台番号の確認ができない車両等は出品不可。

【追加】 *自走ができない大型車両は出品不可。

***牽引ができず、且つフォークリフトにて積み降ろしができない車両。**

大型車両とは

- ・ 4トンベース以上の車両
- ・ マイクロバス
- ・ 大型ナンバー車両
- ・ その他 JU静岡が通常配列ができないと判断した車両
(例、2トンベース車両の積載車やクレーン車、ワイドキャブ、ロングボディ等)

以上